

様式 1

明 細 書

令和 6 年 2 月 29 日

1 作成者

住所（フリガナ）：（〒698-0042）^{シマネケン マスダ シナカヨシダチョウ}島根県 益田市 中吉田町 1000
（JA しまね西いわみ地区本部営農センター内）

名称（フリガナ）：^{マスダ}益田アムスメロン^{シンコウキョウギカイ}振興協議会

代表者（管理人）の氏名及び役職：会長 田村 清己

ウェブサイトのアドレス：ー

2 農林水産物等の区分

区分名：第 1 類 農産物類

区分に属する農林水産物等：野菜類（メロン）

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：^{マスダ}益田 アムスメロン、Masuda Amusmelon、Masuda Amusumeron、
Masuda Amsmelon

4 農林水産物等の生産地

生産地の範囲：島根県益田市

5 農林水産物等の特性

大玉で甘く、果汁が豊富なことに加え、果皮近くまで柔らかく可食部が多いことから、贈答用として人気があるほか、品質が安定しているため市場で高く評価されており、益田といえばアムスといわれるほど地域を代表する名産品となっている。

6 農林水産物等の生産の方法

（1）品種及び栽培方法

益田アムスメロン振興協議会（以下「協議会」という。）が推奨する品種及び栽培方法に基づく。

（2）出荷規格

協議会が定めた基準に基づき選果を行う。なお、選果時に非破壊センサーで糖度を測定し、異常果の判別も行う。

（3）最終製品としての形態

「益田アムスメロン」の最終製品としての形態は、青果（メロン）である。

7 農林水産物等の特性がその生産地に主として帰せられるものであることの理由

（1）生産地の自然条件

益田市は、日本海型気候の中でも温暖な地域で、果実の肥大・成熟期である4～5月の日照時間がアムスメロンの主要な産地と比べて多いなど気象条件に恵まれており、メロン栽培において、生育、果実の肥大、果皮のネット形成（外観）及び優れた食味等の要素に有利な条件を備えている。

また、生産地には、これまで清流日本一に8回選ばれた一級河川「高津川」が流れており、この下流域の砂壤土地帯が排水性に優れメロンの栽培に適していたことや、この川の豊富な水によって、水分を最も多く必要とする果実の肥大期に十分なかん水が可能であったことも、益田市がメロン産地として発展した背景の一つとなっている。

（2）メロン栽培及び独自の栽培技術確立までの道のり

生産地のメロン栽培は約50年の歴史を有し、今でこそ「益田アムスメロン」は益田市の顔として認知されているが、はじめから順風満帆という訳ではなかった。

その昔、メロン栽培が始まった益田市の飯田地区では、様々な野菜を細々と作っており、生活のために長時間の畑仕事を強いられ身体を壊す人も少なくなかった。そこで、地域で何度も話し合いを重ね、皆でまとまって収益性の高いものを作って名産品に育て上げようということになった。まず夏みかんの栽培に挑戦したが、出荷が軌道に乗ろうとしていた矢先に大雪に見舞われ、みかん畑が壊滅してしまった。生産者達は、くじけそうになりながらも諦めるわけにはいかないと、益田市に合う作物を探すため全国各地の野菜や果物の産地を視察してまわった。

そんな中、宮崎県で出会ったメロンに「これだ」と再び希望が持てたことから、さっそくメロンづくりの勉強を始め、栽培に取り組んだ。最初のうちは思ったようなメロンが出来ず苦労が絶えなかったものの、様々な品種を試すなど試行錯誤の結果、昭和51年、糖度が上がり大きく育つ「アムス」にたどり着いた。そして、生産者全員で品質の向上に向け研究と実践を積み重ね、アムスでは珍しい立体栽培を地域全体で取り入れ、平成5年には益田市独自の仕立て法を確立したほか、肥料メーカーと益田アムスメロン専用の肥料を共同開発した。仕立て法が果実の品質を左右するとの研究報告もあり、これらの工夫と努力が現在の「益田アムスメロン」の優れた品質につながっており、生産者達が目指した収益性も高まった。

また、他の産地には見られない生産地の組織的な取組として、これまで確立してきた栽培方法・技術を生産者間で統一・共有し、さらに生産者相互の圃場巡回等で栽培管理をアドバイスしている。このため、新規就農者でもベテラン農家とほぼ同レベルのメロン生産が可能になっており、このことも「益田アムスメロン」の安定した品質につながっている。

（3）益田を代表する名産品へ

「益田アムスメロン」は現在、東京・大阪市場におけるアムスメロンの平均取引価格よりも高値で取引されているほか、生産地では出荷シーズンになると市内及び近隣市町の店が贈答品の目玉として取り扱い、地元を離れている家族や親戚などへの贈り物の受付が始まる。地元の量販店では、店頭でメロンが山積みされ、贈答品としての1日の申込みが900件を超えるなど連日多くの人で賑わい、この光景は住民にとって初夏の風物詩となっている。

これまでに、NHKの番組「たべもの新世紀」で、地域の自然条件や独自の栽培方法等とともに「味は負けない」「みずみずしさ満載」の益田の特産品として紹介され

たほか、近年は益田市のふるさと納税の返礼品になっており、地域ブランドとして定着している。

8 農林水産物等の特性が確立したものであることの理由

昭和 48 年にメロン栽培を開始した生産地では、昭和 51 年からアムスの栽培を始め、昭和 55 年にはブランド名を「益田アムスメロン」とし、生産地全体で統一して栽培するようになった。その後、平成 5 年に独自の栽培技術を確認したことで、現在の「益田アムスメロン」の特性が確立し、今では島根県のアムスメロン生産の 8 割を占めるまでに成長した。

また、収益性の良さから後継者も育っており、生産者の平均年齢は 40 歳代と若返りの傾向にある。

地域振興という観点においても、メロンの導入による地域の発展について根気強く話し合いを重ねながら一丸となって取り組み、近代的野菜産地への基盤を確立するとともに、問題となっていた農業者の健康管理においても著しい成果をあげたとして、昭和 60 年度に「豊かなむらづくり全国表彰事業」で「天皇杯」を受賞している。

更に、先人達が苦勞の末、全国に誇れる地域の名産品を作りあげたことは、先の世まで語り継ぐべき偉業として、益田市教育委員会が子ども向けの副読本「益田ふるさと物語」に取り上げたほか、地元の子どもたちがメロン生産現場の社会科見学を通じて、創意工夫の重要性や成功につながる喜びなどを感じ学ぶ機会の創出にもつながった。

9 法第13条第1項第4号ロ該当の有無等

(1) 法第13条第1項第4号ロ該当の有無

申請農林水産物等の名称は、法第13条第1項第4号ロに

☐ 該当する

商標権者の氏名又は名称：

登録商標：

指定商品又は指定役務：

商標登録の登録番号：

商標権の設定の登録及び存続期間の満了の年月日（当該商標権の存続期間の更新登録があったときは、当該商標権の存続期間の更新登録及びその存続期間の満了の年月日を含む。）：

☒ 該当しない

(2) 法第13条第2項該当の有無（(1)で「該当する」欄にチェックを付した場合に限る。）

☐ 法第13条第2項第1号に該当

【専用使用権】

☐ 専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

☐ 専用使用権は設定されていない。

☐ 法第13条第2項第2号に該当

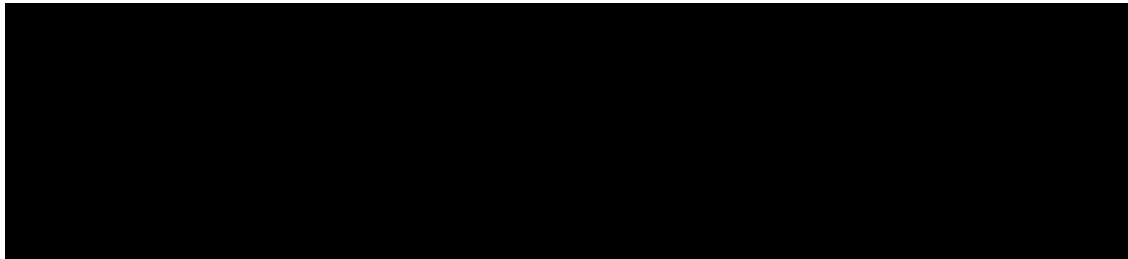
【商標権】

商標権者の承諾の年月日：

【専用使用権】

- ☐ 専用使用権は設定されている。
専用使用権者の氏名又は名称：
専用使用権者の承諾の年月日：
- ☐ 専用使用権は設定されていない。
- ☐ 法第13条第2項第3号に該当
【商標権】
商標権者の承諾の年月日：
【専用使用権】
☐ 専用使用権は設定されている。
専用使用権者の氏名又は名称：
専用使用権者の承諾の年月日：
- ☐ 専用使用権は設定されていない。

10 連絡先

A large black rectangular box redacting the contact information for item 10.